

IV 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) <u>土地の譲渡等がある場合の特別税率</u> (措令38の4③五)	○ 適用除外となる優良住宅地の造成等のための譲渡に、都市低炭素化促進法に規定する認定集約都市開発事業計画のうちその計画に係る集約都市開発事業が施行される土地の区域の面積が2,000㎡以上であるなど一定の要件を満たすものの区域内にある土地等の譲渡が追加されました。	本制度は、平10.1.1から平25.12.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) <u>換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例</u> (措法65①、68の72、改正法附則69①、83①)	○ 適用対象に、都市低炭素化促進法第19条第1項の規定による保留地が定められたことにより対象資産とともにその保留地の対価を取得した場合が追加されました。	平25.4.1以後に行う資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(3) <u>特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除</u> (措令39の4③、措規22の4①三、改正措令附則19)	○ 都市緑地法の規定により買い取られる場合における買取りをする者に、都市低炭素化促進法に規定する一定の特定緑地管理機構が追加されました。	平25.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(4) <u>特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除</u> (旧措法65の4①二十、68の75①、旧措令39の5②⑥⑦、旧措規22の5①二十四、改正法附則69②、83②)	○ 適用対象から、次の各法律に定める同意保留地制度に基づく土地等の譲渡が除外されました。 イ 中心市街地の活性化に関する法律 ロ 高齢者等移動等円滑化法 ハ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 ニ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	平25.4.1前に行った土地等のうち保留地に対応する部分の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(5) <u>認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例</u> (旧措法65の13、65の14、68の84、68の85、旧措令39の9の2、39の109、旧措規22の9の2、22の72、改正法附則69③、83③)	○ 本制度は廃止されました。	平25.4.1前に行った所有隣接土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。

V 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 国外関連者との取引に係る課税の特例 (措令39の12⑧⑩、39の112⑦⑪、措規22の10①二、22の74①二、改正措令附則14)	○ 独立企業間価格を算定する際の利益水準指標に営業費用売上総利益率(いわゆるベリ一比)が追加されました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例 (措法66の5④、68の89④、改正法附則61)	○ 本制度(いわゆる過少資本税制)と関連者等に係る純支払利子等の課税の特例(いわゆる過大支払利子税制)との双方が適用され得る場合における重複適用排除に関する規定等の整備が行われました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 (措令39の18⑨、39の118⑨、改正措令附則14、25)	○ 無税国に所在する特定外国子会社等に係る本制度(いわゆる外国子会社合算税制)の合算所得について、その特定外国子会社等が本店所在地国以外の国で課税される場合には、外国税額控除の適用上、その合算所得は、非課税国外所得に該当しないこととされました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 振替国債の利子等の非課税等 (措法5の2、5の3、67の17、旧措法67の18、措令3、3の2、39の33の3、旧措令39の33の4、措規3の18、3の19、旧措規22の19の4、震災特例法10、改正法附則22、72、73、5月改正措令附則1、3、5月改正措規附則1) (措法41の13の3、67の17⑥⑩、措令26の20、39の33の3④⑨、措規19の7、改正法附則72⑤、5月改正措令附則1、12、5月改正措規附則1)	○ 外国法人が受ける振替公社債等の利子等の非課税制度について、利子等の支払を受ける外国法人の所有期間にかかわらず、その全額について源泉徴収を不適用又は非課税とすることとされました。 上記の改正に伴い、非課税適用手続について、所有期間明細書を廃止し、非課税適用申告書等を5年ごとに提出することとするなどの見直しが行われました。 ○ 外国法人が受ける振替社債等の利子等の非課税制度については、一定の振替社債等の利子等を除き、その適用期限が撤廃されました。 ○ 外国法人が受ける振替割引債の償還金等について、上記の振替公社債等の利子等の非課税制度と同様に、非課税適用申告書の提出等を要件として償還時の源泉徴収を行わず、当該振替割引債の保有により生ずる所得について法人税を非課税とすることとされました。	平28.1.1以後に支払を受けるべき利子等について適用され、同日前に支払を受ける利子等については、従来どおり適用されます。 平25.4.1から適用されます。 平28.1.1以後に支払を受けるべき償還金等について適用されます。